

第 47 回 松江市景観審議会
会 議 録

1. 日 時 令和 5 年 2 月 6 日 (月) 14:00~15:30
2. 場 所 松江市役所 西棟 3 階 第 2 常任委員会室
3. 出席者 (敬称略、順不同)
 - (1) 委員 (12 名中、出席者 9 名)
荒尾慎司会長、正岡さち副会長、實重彩香委員、松本光弘委員
富田秀則委員、田淵悟史委員、藤間寛委員、長澤孝之委員
三代暢実委員
 - (2) 事務局 (都市整備部都市政策課)
爲國都市整備部長、森原都市整備部政策監、服部都市政策課長
陶山調整官、藤井景観政策係長、木村主事
4. 議 題
 - (1) 審議事項
第 1 号議案 (諮問・答申)
(仮称) 大出日山風力発電事業及び (仮称) 日向山風力発電事業の
景観への影響について
5. 傍聴者数 1 名
6. 議事
 - (1) 開会
(陶山調整官)
それでは定刻となりましたので、ただいまより第 47 回松江市景観審議会を開
会させていただきます。
本日、司会進行を務めさせていただきます私、都市政策課調整官の陶山と申し
ます。どうぞよろしくお願いいたします。
本日の予定でございます。
本日は審議事項 1 件を予定しておりまして 15 時を目途に終了という予定にさ
せていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
そして本日の出欠状況でございます。

本日は、日野委員、並びに金坂委員が急遽ご欠席ということで連絡をいただいております。

なお小草委員につきましては若干遅れていらっしゃるということでございますので、現在まだ出席されておられませんが始めさせていただいているところでございます。

本日の審議会につきましては原則公開ということになっておりますので公開にて行います。議事録につきましても公開ということでございますのでその旨よろしくお願いいたします。

なお、傍聴の皆様におきましては、受け付けの際にご覧いただいたと思います。が、注意事項等ご一読いただきましてご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして都市整備部長の爲國より一言ごあいさつを申し上げます。

(爲國部長)

みなさまお疲れ様でございます。

都市整備部長の爲國でございます。

審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の内容でございますが、現在雲南市と安来市の市境に 1 つ、それから安来市に 1 つの合計 2 ヶ所におきまして、風力発電の計画がございまして、現在事業者の方で環境アセスメントの手続きを進めているところでございます。

これらの風力発電でございますが、先ほど申しました通り、松江市内に建設されるものではございませんので、松江市の条例による制限はございませんが、松江市の景観計画の中で定めております、主要な展望地である松江城の天守から見ると山の稜線上に位置するということでございます。よって、これらの風力発電の景観上の影響について、委員の皆様のご意見を頂いたうえで、市の対応方針を決定したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第 47 回松江市景観審議会の開催にあたっての挨拶とさせていただきます。

(陶山調整官)

ありがとうございました。

続きまして荒尾会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。

(荒尾会長)

皆さん本日はお忙しい中ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

今日は審議事項 1 件でございますが、ご活発なご議論をしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

(陶山調整官)

どうもありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、本日の配付資料の方確認をさせていただきたいと思います。

事前に郵送にて資料の方配布をさせていただいております。

まず 1 枚目、第 47 回松江市景観審議会という形で A4 の 1 枚もので次第書というものを送りしていると思います。

それと A4 と A3、数枚セットになったものでございますが、議題 1 という形で、青い水色の帯です、白抜きの文字で書いておりますが、(仮称)大出日山風力発電及び云々と書いてある資料が一式。

それと参考資料ということで国立国定公園内における(風力発電施設の審査に関する)技術的なガイドラインということで環境省が出している資料です。この 3 点につきまして事前に送付をさせていただいているものでございます。

そして、本日机の上に、当日配布ということで配布をさせていただいておりますのが 3 枚ほどございます。

1 枚目が本日の席次表、それから、松江市長から荒尾会長様に諮問という形で A4 の諮問書を置かせて頂いております。

それともう 1 つ参考資料ということで、技術解説の抜粋です、写真が数枚ついている A4 の 1 枚ものの資料ということでございます。

こちらが本日の審議に関わります資料でございますが、お手元に過不足等ございましたら事務局の方にお申しつけください。

よろしいでしょうか。

前後して申し訳ございません、先ほど、小草牧子委員の方から急遽出席できないということで連絡がありましたので、3 名の欠席という形になりますので申し添えさせていただきます。

資料の方よろしいでしょうか。

それではこれより先の議事進行につきましては、松江市景観条例第 48 条の規定に基づきまして、会長に進めていただきたいと思います。

それでは荒尾会長よろしく願いいたします。

(2) 審議会の成立報告

(荒尾会長)

ここで本審議会の成立報告をいたします。

委員 12 名のうち 9 名が出席しており、松江市景観条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、委員の過半数の出席により成立していることを報告します。

本日の審議会の議事録署名人の確認をしておきたいと思います。

順番でいきますと、5 番の藤間委員にお願いしたいと思いますが、藤間委員よろしいでしょうか。

※委員了承

ありがとうございます。委員どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行していきたいと思います。

第 1 号議案について事務局から説明をお願いします。

(3) 第 1 号議案説明

(藤井景観政策係長)

はい、都市政策課で係長をしております藤井と申します。

私の方から説明をさせていただきます。

まず、最初に資料の方の 2 ページから 4 ページを使って、風力発電の事業についてご説明をさせていただきたいと思います。

2 ページをご覧ください。

地図で示していますように大出日山と日向山の方に風力発電が設置されるのですが、部長挨拶でもありましたように、松江市内に建設されるものではなく、大出日山の方は雲南市と安来市の間、日向山については安来市の少し奥、日南町に近いところに設置されるものであり、松江市から大出日山の方は 1.05 キロ、日向山の方は 10.5 キロ離れた位置に設置されるものになっています。

風力発電の大きさとしては、その表にありますように、172m を想定しておられて、基数としては、大出日山は 13 基、日向山の方は 11 基設置されるものとなっております。

3 ページをご覧ください。見開きになるんですけども、大出日山の方がどのようなところに見えるかというところを松江城天守から写した写真に載せております。

場所としては県立美術館の先の方の山に、13 基のものが、これぐらいの大きさで出てくるというような計算になっております。

続きまして 4 ページの方をご覧ください。日向山の方になります。

日向山の方は宍道湖よりずっと東側になっていて県民会館の方のずっと先の方に、24km なのでもう少し小さな形で、山の稜線に見えるような形のものとなっております。

では 1 ページに戻っていただいて、写真で見てくださいましたようにこのような形で松江城天守から風力発電が見えるということですので、諮問の目的にある通り、景観計画では主要な展望地として、松江城の眺望というのを守っていくということが書いてあります。

そこに影響があるということが見込まれることから関係法令に基づいて意見を述べるため、関係市町村になるかどうかについてお諮りをさせていただきたいということでございます。

1 ページの下段の方で過去の事例ということで載せさせていただいているんですけれども、平成 17 年から 18 年に出雲市の北山山系の方で風力発電の事業がありました。

この時には、松江市の展望地から眺望の妨げになることが見込まれたものですので、景観審議会に諮って、ふるさと島根の景観づくり条例に基づいて県を通じて意見をさせていただいております。

その時の景観審議会の中では、宍道湖景観への影響、特に夕日スポットから撮影する宍道湖の夕日の写真に風力発電が入り込むということに関して議論がなされたわけですが、結果的としては事業者が景観に配慮して、風力発電の高さを低くしたり、山の反対側に設置したりするなどして、景観に配慮した事業計画の変更が行われております。

5 ページをご覧ください。

今回、事業者が環境アセスメントを行っておりますので、その中で、関係市町村になると意見をすることができるということになっております。

現在事業者の手続きとしては真ん中の表にありますように、配慮書の終わりの段階に入っているところでございます。

なので松江市としては、もし入るのであれば方法書の前で手を挙げて、関係市町村になって、方法書が出た後に、図の下にあるように行政による審査の中で島根県を通じて意見を述べていきたいということを考えております。

そして、その意見に関しては、次の準備書の方で、事業者としてはどうするかを判断したことが書いてあるので、それをまた見ながら、必要に応じて意見をしていくというような流れとなっております。

6 ページをご覧ください。

環境影響評価法における関係市町村になるための要件というのがありまして、まずこれに当てはまらないと関係市町村になれないということになっております。環境アセス省令第 18 条で要件の一つ目として、対象事業実施区域、もしくはその周囲 1km 範囲内であれば関係市町村になれるということですが、2 ページにちょっと戻っていただいて、表の一番下にそれぞれ松江市からどれぐらい離れているかを書いており、大出日山は 1.05km、日向山の方は 10.5km とい

うことで両方とも 1km を超えていますので、対象ではないということになります。

そうするとまた 6 ページに戻っていただいて、二つ目の、すでに入手している情報によって 1 以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると判断されること、これに当てはまるかということですがけれども、1 以上の環境要素という中に、景観というのがありますので、この場合松江城からの眺望に影響するかどうかというところを判断する必要性があるということを考えております。

7 ページ目ですがけれども、景観への影響ということで松江城から風力発電が見えますので、それに関して判断するということになります。

松江城からの眺望基準ということで書かせてもらってますけれども、一つ目は天守から見える東西南北の山の稜線を妨げない、二つ目は、宍道湖が見える範囲で嫁ヶ島の水際線を延長した線を犯さないということが書いてあります。

この部分を補足すると、一つ目の山の稜線の眺望を妨げないというのは、今日お渡しした参考資料の 10 ページの上の方の技術解説 6 でスカイラインと書いてありますけれども、一つ目のポツに、スカイラインは今回でいうと山の稜線なんですけれども、2 行目に「眺望を構成する極めて重要な要素である」ということがあります。

加えて二つ目の技術解説 11 のスカイラインへの介在(切断)についてということで、一つ目のポチの後半、構造物の出現によりスカイラインの連続性が切断された場合、そうでない場合と比較して眺望への支障が大きくなるということで、切断すると、景観上影響が大きいということがここの中で書かれていますので、そういったところも踏まえて評価したいと考えています。

そういったこともあって①番としては山の稜線を妨げないというのは山の稜線を超えると、その大きさに応じて影響が大きくなるということになります。

二つ目なんですけれども、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないというのは 3 ページを見ていただきまして、ちょうど写真の真ん中に宍道湖があるんですけれどもその中に、ちょうど嫁ヶ島があり、それが松江市として眺望としては、これがぼっかりその宍道湖に浮かんでいる、この眺望をすごい大事にしているということで、設けた基準になっています。

なので嫁ヶ島を眺望対象としてその周辺の景観も守っていくということ、基準として考えております。

これらを踏まえて、参考資料である国立国定公園における(風力発電施設の審査に関する技術的)ガイドライン、この考え方から、2 つの審査項目を設けて評価することとしました。

7 ページをご覧ください。

7 ページの中段から表があるんですけれども審査項目として、視角、主眺望方

向ということで、この 2 つについて審査をするということにしております。

まず一つ目の視角というのは、実際の見え、その風力発電がどれぐらいの大きさで見えるかということになります。

これは一般的には実際に見える角度で評価することになるので、視角については参考資料ガイドラインの 7 ページをご覧ください。

ここでは見込み角と書いているんですけども、対象物までの距離とその対象物の垂直の方の高さを角度で表してその角度のことを視角と呼んでいます。

今回の風力発電だと、大出日山だと 17km 離れていて、風力発電の高さが 172m なのでその高さ角度を求めると 0.6 度と計算することができます。

もう一つが、主眺望方向ということで、これも主眺望方向って何ということになりますので、大ざっぱにお話しますと、また、参考資料の 4 ページをご覧ください。山が書いてあるようなこのページになるんですけども、これは展望地からこういったものが見えるという形で見ていただいて、まずはここで言うとその一番真ん中にある、一番大きい山、これが眺望対象、ちょっとまた用語が出てくるんですけども眺望対象があつて、それが見える範囲で、その下に、矢印で主眺望方向というのがあるんですけども、これが大体、視角で言うと横に 60 度、これが主眺望方向というものになります。

8 ページの方を見ていただいて、いろんな線を入れたものがあるんですけども、ちょうど真ん中に嫁ヶ島があつて、山の稜線に赤い線でスカイラインを入れているんですけども、嫁ヶ島が眺望対象で、そこを含む水平視野 60 度っていうのを主眺望方向としています。景観上もこの穴道湖が見える範囲を規制しているのでこれを主眺望方向として、松江市としては判断をさせていただきました。

そういったことを踏まえて 7 ページを見て頂き、嫁ヶ島の主眺望方向に大出日山の方は入るという評価をさせていただいています。

一方日向山の方に関しては、同じように評価すると 9 ページにありますように、①の視角に関しては 0.4 度ということで少し小さくなるのと、先ほど言ったその嫁ヶ島の眺望範囲からは、外れているため、主眺望方向には入らないという評価をさせていただいています。

審査項目の評価としては以上になり、総合評価としては、大出日山の方は、視角は 0.5 度がガイドライン上影響のしきい値になっていますので 0.5 度を超えるということで、視角としては大きく見えていることと、あわせて主眺望方向の範囲に入っているの、市としては総合的に景観への影響があるという判断をしています。

一方日向山に関しては、①の視角の方が 0.5 度よりも小さくて、主眺望方向

には入っていないということから、総合評価としては、眺望基準としては①で多少の影響はあるけれども②として影響がないということで総合的には景観への影響がないという判断をさせていただきました。

議題の方の 10 ページをご覧ください。

景観審議会の諮問としては大出日山に関しては先ほど説明しました通り眺望基準①、②とも景観に影響があるため総合的に景観に影響があると判断するというので関係市町村になるという考えです。

日向山につきましては、視角では多少影響があるけれども主眺望方向の範囲に入らないため、景観への影響は小さいと判断し、今回関係市町村にはならないということで、諮問をさせていただきたいと思っています。

私の方からは以上です。

(荒尾会長)

どうもありがとうございました。

委員の皆様よりただいまの説明についてご質問等ありますでしょうか。

第 1 号議案については本日の議員審議会で答申したいと考えております。

よろしく願いいたします。

(4) 第 1 号議案質疑応答

(三代委員)

工事車両が入ったら道路などはどうなる。

(藤井景観政策係長)

まだそこまでは話を聞いていないのですが、資料の 2 ページの地図を見ていただきたいと思うんですけれども、大出日山の方は左側に尾みたいなものがついてたりとかですね、日向山も下とか左側に、少し伸びたような形になっていて、ここも含めて事業区域にしているのでここは多分道路に当たるのかなと思っていますので何らかのものが入っていくのかなと思っています。

ただ具体的に事業者に直接聞いたわけではないので、その辺詳しいところまではわかりません。でもおそらくそうであろうというところではあります。

(三代委員)

その道路というのが、工事車両が入ってどうのこうのということで、また環境に影響するということもありますよね。

(藤井景観政策係長)

それはそれでまた環境要素の一つではあるということですので、雲南市さんなりです、安来市さんなりのところで、評価されて、またその辺についての配慮はお願いされるものだと思っております。

あくまで今回は松江市としては景観が影響があるということですので、そのことについての審議ということになっています。

(三代委員)

それともう一つ、松江市は掘ったりいろんなことをすると遺跡が出る。その場合にも遺跡が出たり、昔、住人の信仰対象になっていたようなもの…そういう関係のものが出てきた場合はまた計画が見直されるのか、その辺はどうなんですか。松江市というか、島根県全体が遺跡のような感じですから、掘ると何か出てくるというようなこともありますよね。実際、銅鐸なども工事のときに出てきたものですよね。なので、その辺はどういう風な考え方でやられるかということをお教えいただきたい。

(服部都市政策課長)

文化財保護法とかですね、そういった関係があるかと思っておりますので、それは関係法令に基づいてされる形になるかと思っております。今日は先ほど、藤井が申しあげましたように松江市の方が建設自治体ではないものでして、その中で言えるところというのが景観についてだということのご審議ということでお諮りをさせていただきます。

(三代委員)

景観等は関係なくて、そういうものが出た場合に、計画変更があるかっていうことを聞いた話です。

(服部都市政策課長)

一般的な話になりますけど、文化財保護法とかそういったこともございますので、そういった関係法令に基づいてされるというのはどこの自治体も変わらないと思っております。

(實重委員)

すみません、一つ質問なんですけれども、今回の議題の趣旨というのは、今の風力発電の施設について、大出日山の施設に関しては、松江市にとって影響があるので、この審議会の中で何か意見を出して欲しいということで、日向山の方は

特に影響がないので、市としては、特に問題ないと判断しているということで、大出日山の施設に関して審議会の中で何か意見が欲しいということなんでしょうか。議題の趣旨としてですね。

(藤井景観政策係長)

こちらの趣旨としましては両方ともまず意見が聞きたいということです。あくまで今回は松江市の判断として大出日山は(景観に)影響がある、日向山は(景観に)影響がないということですのでけれども、それを景観審議会として、どのような考えかということを確認したいというところがあります。

なので両方とも意見をいただきたいと思っております。

(實重委員)

では、そういう趣旨であれば、松江城の眺望から両方とも施設が見えますよね。お互い同じ風力発電施設が見えたときに、それぞれの施設の配慮点としてリンクしていた方がいいんじゃないか、例えば色彩であったり形状であったり、そういったところがリンクしてあった方がいいんじゃないかという点と、それから、色彩ガイドラインがあったかと思うんですけれども、島根の景観色彩ガイドラインですね。あれに基づいて、色彩の選択とか、そういったところに配慮すべきなのではないかなと思います。

それから、最後に1点としては、平成17年の出雲市の事例が資料として出ていたんですけれども、例えば大出日山のケースに影響があるという風に判断されている場合、施設の規模であったり配置に関しては変更される可能性があるのかどうか。これはできる限り松江市からの眺望への影響が少ない形で配慮して欲しいという、そういったところが指摘点として挙げられると思います。

意見としては以上です。

(富田委員)

私も、最後のページの部分で、片方が良くて片方が駄目だって書いてあるように聞こえたんで、何をと思ったんですが、それぞれの意見ということで言わせてもらえば、やはり稜線で追っていくと、両方の存在は同じような感じがするんですね。

片方が良くて、片方が悪くてことになれば、その基準が、0.4と0.6。

その差で片方が良くて片方が悪い。

それと、眺望の対象が嫁ヶ島ということを書いておりますが、松江城から、皆さん来て景色見られる時に、嫁ヶ島はやはりメインかもわかんないですけどそれだけじゃないと思うんです。松江市外をぐるり見渡されて、その上にある稜線

をですね、見ていったときに、片方が良くて片方が良くないっていうのは、何か曖昧なような気がするんで、ただ数字だけで言われるんでしたら、片方がよかったら、じゃあここもいいんじゃないかってことでその間にできたり、その先にも増える可能性もあると思うんで。

やっぱりどうせだったら、全体として良いか悪いかを決めたほうが良いような気がします。

両方良いなら両方良いですけど、やっぱり片方を良くて片方は駄目というのはちょっと疑問があります。

(正岡委員)

質問と意見です。

この3ページと4ページのこんなふうに風車が見えますよというこの赤い線は、資料をもとに松江市さんが作成されたんですよね。

(藤井景観政策係長)

そうですね。

今のところまだ配慮書の段階なので、あくまで線ベースでしかなくて、また後で説明しますが、今後は事業者にも実際シミュレーションしたものを出すような格好と思っています。今回はあくまで線ということでここに見えるぐらいの格好のものを作ったということですね。

(正岡委員)

配慮書に書かれた範囲で、わかる範囲で反映させられたということでしょうか。

(藤井景観政策係長)

はい。

(正岡委員)

高さが172mって書いてあるんですけど、かなり大型で、こちらに載ってる表からするとグレードの高さが150mまでしか表がないっていうことは、現在の状況では非常に巨大な形のものが造られようとしているという理解でいいんですよね。

(藤井景観政策係長)

そうですね。昔の出雲市さんの分が120mのもので、技術が上がって段々大き

いものが設置できるようになって、今回に関しては、事業者は 172m のものの設置を計画しているという格好です。

(正岡委員)

ありがとうございます。

であれば、議事録に残るのにこういう言い方したらよくないかと思うんですけど、今の段階ではとてもアバウトな計画しかおそらく立てられてなくて、さっきご質問のあった、道路なんかも場合によってはどうやってつけるかどうやって運ぶかみたいなのところもまだ考えてもいないけど、ここら辺に建てたいっていうくらいの状況なんじゃないかと思います。

そうなったときに、これから建てるまでの間に技術が進んで実は 200m のが建てられるようになりましてとか、もっとたくさん数が建てられるようになりましてとかっていう、逆に大きな変更を出してこられる可能性もあると私は思います。

そうすると、今の段階での予測で、0.4 度だから、こちらの方はいいんじゃないかみたいな省き方は、とても危険じゃないかと思っていて、これよりも大きいとかこれよりも別の位置にずれてよく見える位置になったりとか、そういうような変更があった時のことを考えると、私も両方とも、松江市としては、景観に影響があるという形で出したほうがいいんじゃないかと考えます。

(荒尾会長)

本日ご欠席なんですけど金坂委員さんの方からご意見をいただいておりますので、代読させていただきます。

本日の審議事項について意見をお伝えしておきます。

大出日山風力発電それから日向風力発電ともに、現在の景観の視点だけで言えば、ない方が良くと思いますが、カーボンニュートラルに向けた社会の中で必要なものと思います。

風力発電のブレードタワーの色については検討していただきたいと思います。白色は非常に目立つ色なので、濃い緑、茶色、或いはグレーなど、今回の景観の中で目立ちにくい色を検討していただきたいと思います。

以上が金坂委員からのご意見でございました。

他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(正岡委員)

もう一つ質問なんですけど。

ここでは表の中に、10 ページに景観に影響があるという表現になっているん

ですけれども、県の環境影響技術評価委員会、アセスに出す時には、松江市として文章とか、そういう形で出されますよね。

(藤井景観政策係長)

まず今回は関係市町村になるかどうかを審議していただきたいということで、まだ説明をしていなかったのですが、最後 11 ページにスケジュールを載せさせていただいています。

(正岡委員)

だから、今日は手を挙げるかどうかということを決めて、具体的にどういうことを言うかっていうのは方法書が出てきた後でまたここ(景観審議会)で検討するという手続きになるんですね。

(藤井景観政策係長)

そうですね。実際線でしか今回お出しできていないので、まずは関係市町村(になるかならないか)のところに留めさせていただいて、その後シミュレーションしたのを見て、そこで実際の判断を諮って、その中で意見をいただきたいという二段階を踏ませていただこうと思ってまして。そのために今回は意見に関しての確認というわけではないということになります。

(正岡委員)

具体的な文章を書くわけではないけど、5月～6月頃の資料作成のために、意見があれば一緒に聞いておきたいということによろしいですか。

(藤井景観政策係長)

方向性などそういうところを聞かせていただきたいということですね。

(正岡委員)

ありがとうございます。

(松本委員)

ちょっと方向音痴なのか 2 方向から、天守からの、松江城からの写真ですよ。どちらも同じ位置から映しているわけじゃないですよ。

それで、大出日山や日向山の、それぞれがどの位置に、両方載せていないので、ちょっと位置がわかりにくいんですけど。

(藤井景観政策係長)

この写真に関してですね、参考資料にも載せているんですけども、パッと景色を見るときには、横幅、視角で言うと 60 度分をパッと人は見るということもあって、それに合わせた写真にさせてもらっています。

なので、同時にこの部分を見ようと思うとちょうど真ん中にある合銀ぐらいを真ん中にすると両方視野に入るんですけども、大出日山の方は基本嫁ヶ島を見るという判断で嫁ヶ島の方をメインにした写真を作らせてもらっています。

日向山は特にそういった眺望対象がないので、真ん中に日向山を置いた写真で、60 度横幅が見えるよという写真にしているので、一緒にした写真というのをつけていないということです。

(松本委員)

ありがとうございます。

実際は見渡せば、それぞれ建設された場合は、見えるということですね。

(藤井景観政策係長)

ぐるっと見える形ではあるんですけども、ぱっとその景色を見るときは、これぐらいの角度で見るので、両方一緒に見ようと思うと、合銀ぐらいのところのこの一番大きいのを見ると両サイドに見えるような格好になるかなとは思っています。

(松本委員)

先ほどの金坂委員さんのものでこの風力発電の色合いですよ。

それについて私も、少し検討できたらどうか。

空色というか緑というか、あまりにも白というのがもう全国、世界で、定番のようですけども、色を付けるというのは、どんなものでしょうか。

(藤井景観政策係長)

一応事業所とはちょっと話をさせてもらっていて、景観に配慮した色にするというところまでは今話はしていますので、多分真っ白とかにはならないとは思っています。その辺はこちらの景観の方と事業者で話を進めたいと思っていますので、向こうもそういうところは話し合うということで進めております。

(實重委員)

11 ページのスケジュールを見ると、事業 1 に関しては関係自治体になる、事業 2 はならないという予定なんですけれども、先ほど富田委員からも、両方視界に入る施設として、同じような配慮が必要なんじゃないかというご意見があったかと思うんですけども、事業 2 に関して、例えば 1 と同じように配慮し

てくださいねという、申し入れはできるのでしょうか。

(藤井景観政策係長)

環境アセスメントは向こうが最終的な判断をするんですけども、申し入れをすればおそらくされるのかなとは思っています。

(正岡委員)

すいません今おっしゃられた向こう側っていうのはどこになりますか。

(藤井景観政策係長)

事業者になります。(発電所アセス省令第 18 条の) 2 番に関して、環境の恐れがあるということなんです、それはあくまで事業者が環境影響があると判断しないといけないので、市町村がどれだけ言ったところで、向こうが違えば言ってしまうと関係市町村になれないです。一応事業者とのお話では入りたいと言えば、関係市町村になるということでお話をさせてはもらっています。

(正岡委員)

直で事業者と話して決まるということですか。
アセスの委員会が入るわけではなくて。

(藤井景観政策係長)

そうですね。あくまでアセスメントは事業者が評価しながら、よりよい形で事業を進めていくというものになりますので、その中で関係市町村に関して景観に影響があるということで向こうが判断されれば、こちらとしては関係市町村になれるというようなものになっております。

(正岡委員)

わかりました。

(荒尾会長)

他にございますでしょうか。

答申内容のまとめに入りたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

委員の皆様から様々なご意見をいただきましたので、答申内容について少し時間をいただいて整理させていただきたいと思います。

10 分間休憩を入れますので、15 時 5 分に再開したいと思います。

再開時間までにご着席ください。

(5) 第 1 号議案答申

(荒尾会長)

今日ご審議いただきました 2 つの事業について、いずれに対しても、景観への影響があるということで、松江市として関係市町村になるという答申をしたと思います。よろしいでしょうか。

※委員了承

どうもありがとうございました。

この事業の今後について事務局説明をお願いします。

(藤井景観政策係長)

議題の 11 ページの方を再度ご確認ください。

今後のスケジュールということで載せさせていただいております。

先ほどの答申の通りとしますと、事業 1、事業 2 両方とも 2 月中旬のところで、事業者にお伝えをするような流れになります。

その後ですけれども、今回はあくまで配慮書程度の内容でしかなかったのも、線でしか風力発電(のイメージ)を見ていませんけれども、今後については、そのあと方法書が出てきますので、その時に意見を出すためにですね、5 月 6 月ぐらいに景観審議会を開かせていただきまして、再度皆様の意見をいただいて、意見書を出していきたいと思っております。その際には、事業者実際にシミュレーションしてこんな感じに風力発電が見えますよっていうところを作っていただいて、それを見ながら審議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今後のスケジュールについては以上になります。

(荒尾会長)

今説明いただきました今後のスケジュールについて何か質問がありますでしょうか。

(三代委員)

ぜひ次の審議会までに、工事車両、道路がどういう風につくかというのは提示してもらってください。

(藤井景観政策係長)

事業者に聞いてみたいと思います。

(長澤委員)

色に配慮というのはすべて、次回の 5 月 6 月の審議会の中でまた再度審議するということですか。

(藤井景観政策係長)

そうですね。一応事業者とは色のことは多少話をしているんですけども、当然色を含めた形でシミュレーションしてもらわないと景観的にどうこうっていうことに当然なりますので。また、季節によっても見え方がちょっと違うので、季節に応じてシミュレーションしたものが理想だとは思っていますけども、それができるかは事業者と話をしていないといけませんが、そういったところは進めたいと思っています。

(長澤委員)

3 ページ 4 ページのこの写真に絵が入っておりますけど、発電機ですね、絵が入っておりますけど、今ここで見える、稜線の上に建っているような感じになっておりますけど、実際にはこの稜線の上に建つんじゃなくて、その奥の、片一方は 10km 奥、もう片一方は 500m 奥の、山の上に建って、その山がどうかっていう、こちらから見たときの、横断面を見た格好の図面を提出してもらってください。

(藤井景観政策係長)

わかりました。

(荒尾会長)

他にございますか。

(藤間委員)

この景観では稜線云々が問題になっていて、それからお城から見た景色と、それと屋間の景色だということが条件になるのか知りませんが、湖北線を通って大社の方に進むと、十六島のところにたくさん風力発電が建っているんですよ。

夜見るとあれに赤いライトが無数についているんですよ。

従いまして、何を言いたいかというと、業者或いは事務局でもうちょっと風力

発電について勉強されてですね、赤いライトじゃないといけないのか、或いは、ボディの色は白じゃないといけないのかとか、そういうところをもう少し提示してもらおうとよろしいと思います。

おそらく赤色灯をつけないといけないということになると思うんですが、ただ、最初話が出たように、後でたくさんできてきたら、山の上にやけに赤いのがたくさん出てくることになるんですけどね。

それはしょうがないって言われるとしょうがなくなっちゃうかもしれませんが、赤じゃないといけないのかというのを少し勉強して頂けると良いと思います。

(藤井景観政策係長)

赤色灯に関して事業者を確認したところ、赤ではなくて白色のものを点滅させると聞いております。航空法に絡むため、飛行機がぶつからないようにしないといけないので、何らかの光を出さないといけません、その色に関しては白色で出されるということで聞いておりますので、赤のものが点滅することはないということで確認をしております。

(荒尾会長)

他にございますか。

よろしいでしょうか。

以上で議事を終了したいと思います。

それでは今後の進行を事務局へお返しします。

(陶山調整官)

荒尾会長、円滑な議事進行ありがとうございます。

いただきましたご意見等々改めて事務局の方で整理をさせていただきまして、両方とも関係市町村になるという方向を持って、答申をいただくということでございますので、それらを改めて市の内部で確認をさせていただき、その方向で調整を進めさせていただきたいという風に思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして第47回松江市景観審議会の方これにて閉会をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(7) 閉会

署名

署名
